
燕市新商品新技術開発支援事業

【特別枠】

(支援事業のご案内)

燕市 産業振興部 商工振興課

《 目 次 》

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業の種類および補助率等	3
3. 補助対象者	3
4. 補助対象事業の要件	4
5. 交付決定までの流れ	4
6. 補助対象経費一覧	5
7. 経費の支払いについて	6
8. 申請方法について	7

《 1. 事業の目的 》

新商品新技術開発支援事業【特別枠】は、昨今の感染症拡大を鑑み、感染症の課題解決等に繋がる研究開発の促進と新たな販路開拓に取り組む中小企業を支援するために創設されたものです。

新商品新技術開発支援事業【通常枠】とは、制度内容等に一部異なる点がありますのでご注意ください。

《 2. 補助対象事業の種類および補助率等 》

類型	補助率	補助上限	補助対象	受付期間
通常枠	1/2	250 万円	地域産業の活性化に繋がる 新商品新技術に関連する費用	4/1（木）～ 4/30（金）
特別枠	2/3	250 万円	感染症の課題解決等に繋がる 新商品・新技術に関連する費用	4/1（木）～ 4/30（金）

※通常枠と特別枠は併用できません。

《 3. 補助対象者 》

「市内で引き続き 1 年以上事業を営む」市税の滞納のない中小企業者（※）が対象になります。

事業実態を把握するため、納税証明書のほか**直近 1 期分の決算書**が必要になります。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する以下の資本金又は従業員数の事業者。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

※ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。（みなし大企業）

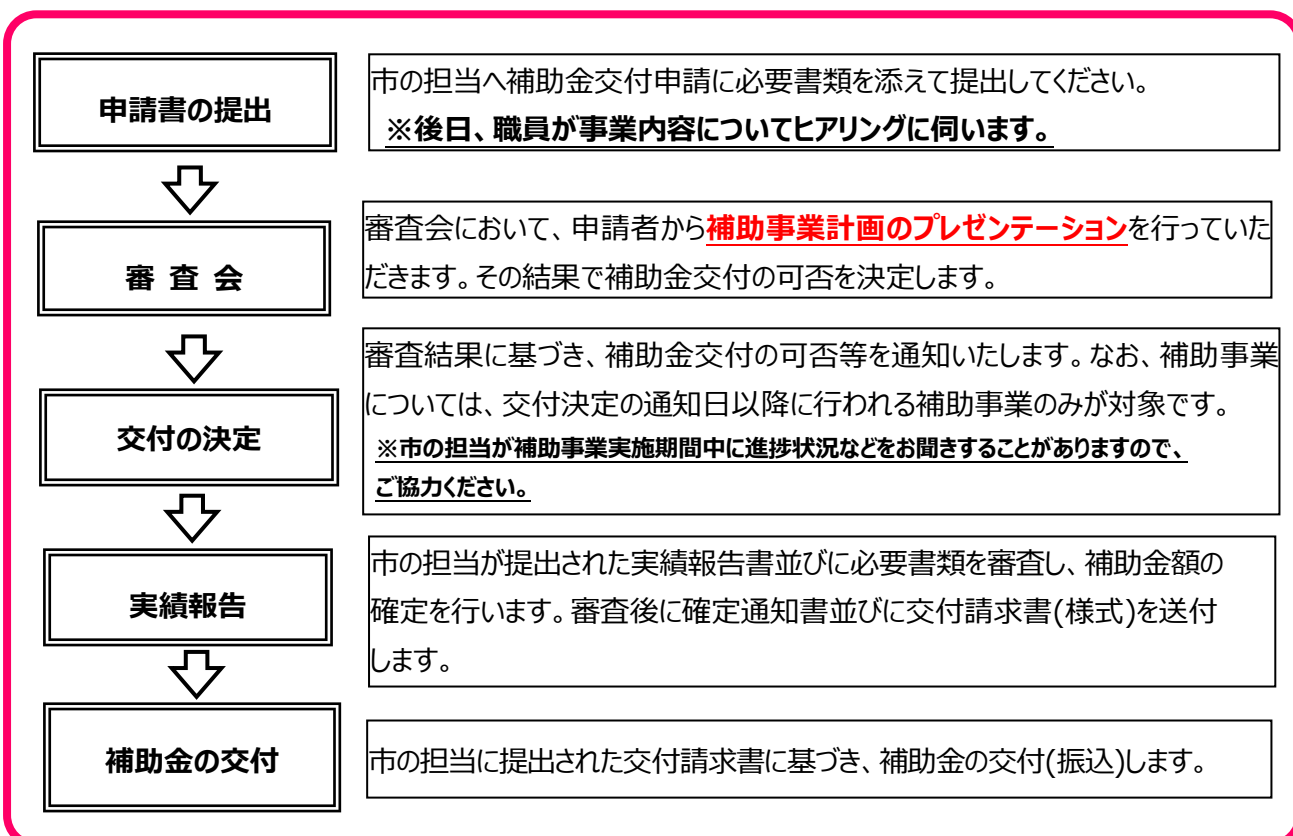
新商品新技術開発支援事業【特別枠】のご案内

- (1) 発行株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している中小企業者
 - (2) 発行株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上が大企業(※)の所有に属している中小企業者
 - (3) 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼ねている中小企業者
- ※大企業…中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者

《 4. 補助対象事業の要件 》

・ 補助対象者	市内で1年以上引き続き事業を営む市税の滞納のない中小企業者
・ 補助対象事業	感染症の課題解決等に繋がる研究開発の促進と新たな販路開拓に取り組む事業
・ 補助対象経費	謝金・費用弁償・設備導入費・設備借上料・原材料費・外注加工費・委託費・調査費・人件費・旅費・その他経費 ※詳細は5・6ページの『補助対象経費一覧』をご覧ください。
・ 補助内容	補助対象経費の3分の2以内の額(上限:250万円)
・ 補助対象期間	交付決定日から令和4年1月31日まで ※補助対象事業は申請年度内に完了してください。

《 5. 交付決定までの流れ 》



《 6. 補助対象経費一覧 》

経費については、**補助金の交付決定日から補助期間内に支払われたもの**が補助対象になります。

対象経費	適用範囲及び算定方法
謝金	専門的知識を有する者に指導、相談等を受けた謝礼として支払われる経費
費用弁償	技術指導等を行うための旅費として専門家に支払われる経費
設備導入費	量産設備及び汎用性のあるもの以外の事業遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費。購入価格を法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)で除した額
設備借上料	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額
原材料費	直接必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注加工費	自社内での加工等が難しい等の理由から加工、製造等の外注に必要な経費 ※ 100万円を超える場合、3者以上の相見積もりが必要 になります。
委託費	試験、分析、デザイン、設計等を委託するために必要な経費 ※ <u>委託内容がわかるように事業日報を別途ご提出ください。</u> ※ 100万円を超える場合、3者以上の相見積もりが必要 になります。
調査費	ユーザーニーズ調査等を行うために専門機関に支払われる経費、図書、資料等(サンプル等)の購入に要する経費
人件費	補助対象事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費。従事する者の前年1年間当たりの給与額(賞与及び諸手当を除く。)を1年間の所定労働時間で除した額を補助対象事業における1時間当たりの単価とし、当該単価に直接従事した時間数を乗じて得た額 ※ただし、1時間当たりの単価の上限は2,000円とし、かつ、 補助対象経費の3分の1の額を上限 とします。
会議費	会議を開催するための会場使用料として支払われる経費
旅費	事業遂行上、必要な情報収集等を行う場合の旅費。ただし、燕市職員旅費支給条例(平成18年燕市条例第55号)または燕市職員の外国旅行の旅費に関する条例(平成18年燕市条例第56号)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料を上限とし、かつ、 20万円を上限 とします。

新商品新技術開発支援事業【特別枠】のご案内

対象経費	適用範囲及び算定方法
その他経費	知的財産権取得申請に伴う弁理士費用（手続代行費用、翻訳料等）、事業遂行上必要とされる知的財産権導入費及びその他市長が特に認める経費 ※特許庁に直接納付する費用、拒絶に係る審判請求及び訴訟を行う費用は対象外

※消費税及び地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料は補助対象経費となりません。

※飲食などの経費については、すべて補助対象外とします。

《 7. 経費の支払いについて 》

補助対象経費の支払い方法については、**原則口座振込**（インターネットによる振り込みも可）とし、領収書などの支払い証拠書類を揃えることが可能な方法に限ります。

また、手形・小切手で支払った場合は、手形・小切手の耳、当座勘定照合表の写しを提出するものとし、振り出した手形等が**補助期間内にすべて支払が完了しているもののみ**が補助対象になります。

【※注意※】 以下の支払いは補助対象になりません。ご注意ください。

- (1) 決定通知日以前に支払った経費すべて
- (2) 消費税及び銀行等口座振込み手数料
- (3) 資材購入時の送料において、資材購入とは別に請求されたもの（例：別途運送会社からの請求等）
- (4) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- (5) 現金、クレジットカード、他社発行の手形や小切手（※回し手形等）により支払いが行われている場合

（現金払いに関する例外）

量販店等から資材等を緊急的に購入する場合、また、書店から資料としての図書を購入する場合等において、少額[1万円未満]の理由から振込による決済が難しい場合のみ現金による支払を認めるものとします。その場合、実績報告時に領収書・レシートの写しの提出が必要です。また、旅費についても可能な限り振込払いとし、鉄道運賃等やむを得ない場合は認めるものとします。

・原則補助事業以外の支払いとの混在払いは避けてください。混在払いの場合は、補助事業支払い額と補助事業以外支払い額(請求書見え消し)で請求額と総支出額を確認する必要があります。

- ・経費支払状況表を経費区分ごとに作成し、実績報告時の添付資料として必ず根拠書類をご提出ください。その書類がない場合、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。
- ・外注加工費・委託費において対象経費が **100 万円を超える場合、価格の妥当性を審査するため 3 者以上の相見積もりが必要**になります。なお、同一代表の会社等、取引先が利益相反に該当する場合は**選定理由書**が別途必要です。
- ・交付決定した事業について、**交付決定額の 30%以内の額を前払い請求**することができます。申請を検討される際は、事前にお問い合わせください。

《 8.申請方法について 》

申請書類については、以下の必要書類を郵送または市の担当窓口まで直接ご持参ください。

『燕市新商品新技術開発支援事業補助金（特別枠）』

受付期間	令和 3 年 4 月 1 日（木）～4月 30 日（金）
提出書類	①補助金交付申請書（様式第 1 号） ②事業実施計画書（様式第 2 号） ③直近 1 期分の決算書 ④納税証明書 ※ 収納課窓口で交付を受けてください。 ！ 様式は必ず燕市ホームページからダウンロードのうえ、ご利用ください。

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市 産業振興部 商工振興課 新産業推進係
〒959-0295
燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地
TEL : 0256 - 77 - 8232 FAX : 0256 - 77 - 8306
E-Mail : shoko@city.tsubame.lg.jp